○経済産業省告示第三百四号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百十一号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定した件）は、廃止する。

平成二十八年十二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号　経済産業省内
北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道経済産業局内
北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一札幌第一合同庁舎　北海道産業保安監督部内
宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北経済産業局内
宮城県仙台市青葉区本町三丁目二番二十三号仙台第二合同庁舎　関東東北産業保安監督部東北支部内
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東経済産業局内
埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館　関東東北産業保安監督部内
東京都文京区湯島四丁目六番十五号湯島地方合同庁舎　関東経済産業局東京通商事務所内
神奈川県横浜市中区日本大通十一番地横浜情報文化センター　関東経済産業局横浜通商事務所内
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部経済産業局内
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号　中部近畿産業保安監督部内
富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局内
富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎　中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署内
大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　近畿経済産業局内
大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館　中部近畿産業保安監督部近畿支部内
兵庫県神戸市中央区海岸通二十九番地神戸地方合同庁舎五階　近畿経済産業局神戸通商事務所内
広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国経済産業局内
広島県広島市中区上八丁堀六番三十号広島合同庁舎二号館　中国四国産業保安監督部内
香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　四国経済産業局内
香川県高松市サンポート三番三十三号高松サンポート合同庁舎　中国四国産業保安監督部四国支部内
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州経済産業局内
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎　九州産業保安監督部内
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎一号館　那覇産業保安監督事務所内

○国土交通省告示第千四百三十七号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平28第4003号	鉄道の旅客運賃の上限変更の認可	北大阪急行電鉄株式会社	1．普通旅客運賃 現行の2キロメートルまで90円、2キロメートルを超え4キロメートルまで110円、4キロメートルを超え6キロメートルまで120円を上限とする運賃を、2キロメートルまで100円、2キロメートルを超え4キロメートルを超え6キロメートルまで140円を上限とする運賃に変更する。 2．定期旅客運賃 現行運賃を、通勤定期旅客運賃については平均7.9%、通学定期旅客運賃については平均5.5%引き上げた額を上限とする運賃に変更する。

○国土交通省告示第千四百三十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項第十六号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項第十六号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更を次のように定める。

建築基準法施行規則第三条の二第一項第十六号に規定する安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさない変更は、次に掲げる規定に係るものであって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わないものとする。

一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条各号に掲げる法律の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは条例の規定（建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものに限る。）

二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項、第二項又は第三項の規定

三　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条、第三十六条又は第三十九条第一項の規定

四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項の規定

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第一条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三第三項第二号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、「施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）」の下に「及び施行規則第四条第一項第四号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）」を加え、「確認に要した」を「確認等に要した」に改める。

第三第四項第三号中「確認に要した」を「確認等に要した」に改める。

第四第二項第三号中「第四条の八第一項第四号」を「第四条の八第一項第三号」に改める。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。